

平成27年第3回広陵町議会定例会会議録（3日目）

平成27年9月8日

○議長（青木義勝君） 次に、13番、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。13番、山田美津代です。3項目の質問をいたします。

まず1番目、危険な巨大個人情報ネットワーク「マイナンバー制度」はきっぱり中止、撤回を。

施行日の10月5日を過ぎたら、国民一人一人に一生変わらない12桁の共通番号が通知カードの形で送られてきます。しかし、国民のほとんどは、制度実施までのスケジュールとか、何のためにこんな番号をつけるのか、その目的すら知らされていません。国民の誰も望んでいないのに、1兆円をかけて推進しようとしているこの制度、年金の個人情報漏えいが起き、年金のひも付は先送りされましたが、国は、三、四年かけて運転免許証、キャッシュカード、健康保険証までもこのマイナンバーで管理していこうとしています。そうすると全ての国民の情報が国に管理され、監視されるようになります。国民が手続きするのに便利のようとか、本当に困っている人が救済されるようとか、美辞麗句を並べていますが、国の狙いは国民の監視にあります。中小業者は、個人情報が漏れないようにセキュリティを完備しないと漏えいしたら罰則規定があるので備えたいが経費がかかり、そんな望んでもいないものにお金をかける余裕がないと嘆いています。自治体もそうではないですか。この制度を準備、運営していく費用はどのくらいかかり、国からの補助で足りるのでしょうか。果たして個人の情報がこの制度を施行することにより漏えいが起き、なりすましなどの被害が出るのが起きるのではないですか。国民に多大な被害が出ると言われているこの制度、中止すべきだと思いますが、見解は。

二つ目、国保の構造的欠陥は、都道府県化で解決できるか。

県は平成29年から国保を県で一つにする計画を進めています。先日開かれた国保運営協議会でも議案書に、国保は構造的な欠陥がありますと書かれていて、そのことがこの県で一つにすることにより解決するのかと質問いたしましたが、明確な答弁がそのときはございませんでした。この意向により保険料は値上げはありませんと言われましたが、県へ100%納付しなければならないことにより、多くの保険料の設定をされる自治体がふえることが予想されます。広陵町だけ大丈夫なのではないでしょうか。この制度になると自治体の予防医療などの努力が無駄になっていくのではないのでしょうか。

三つ目、各学校クラブの熱中症対策は。

各クラブは、夏休み中もほとんど毎日活発に練習に励んでいます。9月からは体育祭の

練習も行われますが、毎年気温が35℃とか、37℃と上がり、今は涼しいですけども、こここのころは。信じられない温度が報道されています。グラウンドではそれ以上の温度と推察されますが、熱中症対策には30分ごとの休憩や給水が必要ですが、きちんと行われていますか。その確認はきちんとされているのでしょうか。

以上、三つの項目、お答えをお願いします。

きのう配られましたこの政府公報のマイナンバー制度と議会資料提出しましたこのまちづくり推進課からの回答、これを皆さんお手元に御用意していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁を願います。

山村町長！

○町長（山村吉由君） それでは、山田美津代議員さんの御質問にお答えをいたします。

一つ目、危険な巨大個人情報ネットワーク「マイナンバー制度」はきっぱり中止、撤回をという御意見でございます。

答弁は、御存じのとおり事業者は健康保険、雇用保険などの番号利用関係事務において、行政機関等へ提出する書類に従業員のマイナンバーを記載しなければならないこととされております。マイナンバー法では、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされておりますが、この義務は規模にかかわらず、全ての事業者に適用されます。

したがって、情報漏えい対策は個々の事業者が厳格に行わなければならないものとなっており、事業者が行うマイナンバーの管理やセキュリティ対策等について、特定個人情報保護委員会から適正な取り扱いに関するガイドラインが示されております。また、制度対応に必要な経費は、各事業者が負担することとされております。

セキュリティ対策の経費に余裕がないとのことですが、従業員が少ない小規模事業者でのセキュリティ対策は、マイナンバーが記載されている書類を鍵のかかる場所で管理することと、マイナンバーが保存されているパソコンに最新のウイルス対策ソフトを入れることで、物理的な経費面はそれほど必要ないのではと考えております。

次に、制度に係る費用ですが、システム改修では、国の示すスケジュールの大部分は平成26年度、平成27年度の2カ年で実施する予定となっており、2カ年概算で6,600万円の費用を見込んでおります。国からの補助金につきましては、補助対象範囲や補助率により見込みますと、2カ年で4,600万円程度となる見込みで、町負担は約2,000万円となります。

システム面では、外部との情報連携に行政専用のネットワークであるL2網回線を用いてファイアウォールにより外部からの接続や侵入を防いだり、インターネットと物理的に分離したりするなど技術的な安全対策を講じるとともに、共同化システムによる、包

括した情報セキュリティ対策を進めているところです。

また、なりすましなどの被害について、先に番号制度を導入している海外で事例が報告されていますが、これらの国は番号のみで本人確認していることや、番号に利用・収集制限がないこと及び不正利用に対する罰則の不備等が影響していると考えられています。我が国の番号制度では、厳格な本人確認の義務づけや利用範囲や番号収集・用途を法律で限定し、不正利用に対する罰則の強化などの措置が講じられています。

今後は、国が示す情報漏えい対策なども注視した上で、制度の導入準備、また運用を行っていきたいと考えています。

なお、マイナンバーは法律に定められた制度であり、来月には番号通知が開始されます。本町だけが導入しないという選択肢がないことは、議員も御承知のとおりであり、円滑な導入に向けて取り組んでおります。

二つ目の国保の構造的欠陥は都道府県化で解決できるのかという御質問でございます。

まず冒頭に奈良県では、平成29年度をめどに統一保険料により県単位での保険運営を目指す方向で種々検討をされていた経緯がありますが、本年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、法制上の措置がなされましたので、時期的にはこれまで市町村が単独で運営してきた市町村国保が平成30年度から財政運営の責任主体を担う都道府県との共同保険者となります。

次に、市町村国保が抱える構造的な問題ではありますが、十分に御認識いただいているものと存じますが、年齢構成が高く、相応に医療費水準が高くなり、反面、所得水準の低い方も多く、結果、保険料負担が重くなり、保険税収納率の低下の要因となっていることなどがあります。

この改正により、都道府県は医療給付費の見込みを立て、市町村ごとの国保事業納付金の額を決定し、都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表することとなっています。

すなわち、市町村は都道府県が示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方法や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料の賦課、徴収を実施し、納付金を納める仕組みとなるものです。

このことから奈良県においては、現在、標準的な算定方法による統一した標準保険料率について、どのように定めていくべきかを検討されております。

その方針や試算が示された段階で、広陵町としての保険料率の検討をしております。

従前から申し上げておりますように、最終的な保険料率は各市町村が決定することになり、本町では平成26年度の決算や平成27年度の状況を踏まえた決算見込み等から収支バランスがとれてきており、現状としては現在の料率は維持したいと考えております。

最後に、御心配いただいている内容ですが、この制度改正にも予防、健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援が盛り込まれていますので、このことにつきましても、従来から申し上げておりますように、今後とも医療費の適正化や健康診査などの予防事業に

はしっかりと力を注いでまいります。

三つ目は、教育長がお答え申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（青木義勝君） 松井教育長！

○教育長（松井宏之君） 山田議員の質問事項3番、各学校クラブの熱中症対策はの答弁といたしまして、中学校では、教諭に対して熱中症予防に関する研修を行い、各教諭の認識を深め、研修結果を生かし、生徒への指導やクラブ活動に対応しています。

休日におけるクラブ活動では、活動前に体調確認を必ず行い、時間を決めて休憩及び水分補給を行っております。また、活動後にも体調確認を行っております。

特に、運動クラブにつきましては、自由飲水ではなく、適時に強制飲水をさせ、熱中症にならないよう注意を払っております。

文化部におきましては、吹奏楽部などパート練習もございまして、自由飲水の場合もございまして。課業日の放課後のクラブ活動におきましても、活動時間は短いものの必要に応じて休憩及び水分補給を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

問い1に対する再質問です。

○13番（山田美津代君） 2回目の質問をさせていただきます。

きのうの八代議員のマイナンバーの質問で、この制度の危険性、ある程度は知っていたかと思っております。この番号法は行政の効率化を目的としていて、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握でき、番号制度により行政が国民管理をしやすくなるのは当然ですが、それは行政にとってのメリットで、住民にとってのメリットとは言えません。国民にとっては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険性は飛躍的に大きくなります。また行政にとっても他の行政機関から情報を受けるときの要請がしやすくなるが、情報連携のための新たなシステムの構築や運用、個人情報保護のための措置などの負担がふえるのではと思っております。資料請求いただいたその中でも予想される問題点4点書いていただいております。民間事業者の準備を進める必要があるが、内容の理解が不十分、2番目は通知カードが届かない場合の処理に時間がかかる、申請が集中したときの混乱、3番目はなりすましなどの悪用に対しての犯罪防止対策や周知が必要になる。4番目、窓口の混乱などがあります。

これらの問題点をどのように解決処理されますか。この制度導入で、職員増員はないと、

この資料請求で回答がありますが、果たして混乱なしでいけるのですか。予想されているのに、このことについてお答えいただけますか。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） まず窓口業務のところで御質問をいただいております。混乱がないのかということですが、混乱のないように努めたいと、ちょっと答えになっておりませんが、具体的には集中しないように地域を分けておいでをいただく。役所へおいでいただく場合については、そのような手続をとると。人員につきましては、職員が当然対応をさせていただくわけですが、必要に応じて支援スタッフであるとか、職員の応援体制、その状況を見まして対応をさせていただくと、このように考えてございます。

そういうところで、あともろもろ今まだ尋ねではないですけども、高齢者とかそういうお方にどのように説明をするのかというような問題につきましても、民生委員等の御協力をいただいて対応をさせていただこうと、そのような形で今でき得る準備をさせていただいているというところでございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） きのう、八代さんの質問がありましたよね、職員から漏れるんじゃないかと。こんな支援スタッフとか、応援でその個人情報ばかりと守られていくんでしょうか、すごく今不安が増幅したんですけども。

それで通知カードは転送不可の簡易書留で送られてくるんですよ。相当数届かないことが予想される。その後の処理は登録自治体で、全県処理が必要となります。来年1月から3月で政府は1,000万枚の交付を計画しています。全人口の8%に3カ月で自治体窓口での交付となり、3月、4月の大移動の時期にカードの裏書きをしなければならず、窓口での混乱、ここでも予想されるんですよ。内閣府の国民への調査では、この制度への期待として、特に期待はないが31.2%、受け取り希望が24.8%、希望しないが25.8%です。希望しないほうが多いんですね。カードが普及しないとマイナンバーの理解は深まらない。このままでは人口の5%しか普及しなかった住基カードの二の舞にもなりかねないと懸念されています。けさの奈良新聞でも、消費税10%への増税へ引き上げる負担軽減等として、このマイナンバーの活用が検討されるが、この制度への浸透が前提になり、広く理解されるかが課題だと報告されてましたね。これ、町でもこの資料請求で、予想される町民への交付数、予想していただいたんですけども、6割以下だと思っていると、このような回答でした。その辺の見通しと根拠をお示してください。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 複数質問をいただきましたので、漏れておれば、また御指摘をいただきたいと思います。

まず、支援スタッフで個人情報といいますか、その取り扱い、セキュリティーは大丈夫かということでございます。八代議員から質問をいただいたのは、私お答えさせていただいたのは、職員であろうが、誰であろうが悪意を持ってそのように対処された場合については、これは防ぎようがないと、このことの御理解はいただけると思いますけれども、八代議員がそのときにおっしゃっていただいたのは、それはよくわかるけれども、いわゆるうっかりミスであろうが、何であろうがそういうミスが怖いというところで、その辺についてはきのう回答をさせていただいたとおりでございます。ミスのないように制度上でガードできるもの、また、このセキュリティーとしてプログラムとか、そういうもので対応できるもの、それと職員がしっかりとさせていただくと、このことしかちょっと今はお答えはちょっとできないというところでございます。

それと、届かない場合についてどうするのかというところで、実際全てが郵便でございますので、郵便送達ということであれば、ほぼ100%だとは思いますが、実際にそこに居住されておられないお方もおられますので、それは一つ一つ最終戻ってまいったものであるとか、そういうようなものについては確認をしていくと。町として漏れのないように対応させていくということでお答えとさせていただきます。

それと、そもそもこのカード、任意というところでございますけれども、もちろん任意でございますけれども、国の狙いといいますか、その目的といいますのは、今、メリットのほう、余り御指摘というのかメリットについては触れていただいているわけですが、町といたしましても、このマイナンバーのカードによりまして、従前から申し上げておりますコンビニ交付、証明書類のコンビニ交付とか、そういったものにこれ必ず必要となっておりまして。国の制度、国策ですので、住民課といいますか、町といたしましては、このカードを習得していただくように、そのような形で問い合わせがありましたら説明もさせていただき段取りでございます。市町村で今の段階でわかりかねるような問い合わせがあった場合、このパンフレット類にも書いてございますけれども、コールセンターがございます。極めて技術的なことであるとか、町のほうでは答えられないような部分については、そちらのほうの御案内も丁寧にさせていただくというところで、今考えてございます。住基カードの二の前にならないのかということで、これ、前に八尾議員からも御質問、御指摘をいただきました。確かに住基カードは広陵町でもちょっと数は覚えておりませんが、1,000件程度でございますけれども、このカードは唯一身分証明にもなるものでございます。そういうところで国もいろいろと力を入れております。きょうも報道でしかまだ見ておりませんが、いわゆる消費税の関係の軽減税率、そういっ

たものもこのカードであと還元するとかいうようなことも、今はまだ案らしいのでございますけれども、そういう方向に進んでいきますので、このカードが広く渡るようにというところで考えてございます。

最後に御質問いただいた住民への交付数でございますけれども、今大体全ての住民に持っていただくのが理想でございますけれども、顔というか、容姿も変わりますので、写真をつけなありませんので、18歳以上のお方、今は選挙権であるとか、青年の定義が18歳という被選挙権であるとか、お酒とかたばことかもそういう検討もあろうということでございますので、大体広陵町の今現在の人口、3万5,000人にまだ到達しておりませんが、三万四千九百数十名の中で、0歳から17歳までの数を引きますと、18歳以上を想定した場合、2万8,000人余りということになります。それをこのお方が全て習得していただくのが理想でございますけれども、その大体60%と過程をさせていただいて、1万7,100人弱という程度で推移するのではないかと。これで済むということではございません。これよりも当然数が伸びるように費用もかかりますけれども、そういったところは度外視をしてきちっとセキュリティに力を入れて、このカードが手元に届くようにしてまいりたいというところで、一応金額的にはそういうところの数値を試算と、ごく粗い試算でございますけれども、そういうものを根拠にさせていただいております。このことにつきましては、住民課窓口でのその人数だけでございますので、システムの費用等は含んでおりませんので御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 今、コールセンターで対応とありましたけれども、さまざまな手続の際に、個人番号の記入を求められるので全ての国民は携帯が必要になるんですよ。そうしますと、カードの紛失、盗難、それによって番号が流出することは日常茶飯事になります。このコールセンターで対応とありますけれども、紛失に気づかなかつたり、誰かがなりすまして犯罪に悪用されることも予想されます。税金控除や給付金が請求されたり、クレジットカードによる買い物やネットバンキングのなりすましなどが考えられます。国民の間に、今、このマイナンバーによる情報漏れや悪用への不安、すごく今広がっています、今。毎日のように新聞に載っていますので、すごく周知されれば、されるほど不安が広がっているのではないかなと思います。内閣府のこれは3日に行われた調査で全国3,000人を対象にした結果発表では、制度への懸念を聞いた質問に対し、個人情報不正利用と答えた人が38%と1月よりも5.7%ふえていた。個人情報の漏えいも1.9%増の34.5%だったという結果です。こうした番号や個人情報の不正利用、または改ざんにより、財産その他の被害の負うのではないかと懸念、こういう懸念に対して、どうこのコールセンターでは今言ったように盗難、紛失に気がつかないということもあります

よね。ですから、こういう国民の不安や懸念、どういふふうに対策を打たれますか。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 政府広告のところの8ページにも、見開きで7ページ、8ページございますけれども、個人番号の安全性というのか、極めて限定的であるというところの記載が少しございます。8ページの下この黄色い帯のところには、万一紛失とか、盗難にあった場合については、すぐに言っていただくというところなんです。確かに盗難とか、紛失したことに気づかない場合、これも当然考えられます。ただ、この個人番号というのは、大体この12桁全て個人で覚えてもらわなければならないというものではございませんので、あとパスワード、これがない限りは、きのうもちょっと議会が終わってから議員からの質問もありましたけれども、落としてそのICチップ等が埋められていますので、そういうふうなものから情報を取り出したりとか、そんなところまで考えていきますと、それは利害関係人というのか、極めて本人以外が持っているのが不自然なものでございますので、紛失には留意をいただくというようなところでお願いをせざるを得ないかなと。万が一、そのような形になっても顔写真とかパスワードと、こういうものもあるというところがございます。その不安をあおるような要因ばかりではないんですけども、御質問ですので、今現在でもそのマイナンバー制度を語った不審な電話とか、そういう訪問のあれが新聞報道等でも出ております。制度が始まるといろいろ手続が厄介やから、今であれば簡単にいけるよってにというような手口で、いわゆるオレオレ詐欺というのか、そういう類のものでございます。こういったことに関しても町として丁寧な説明、具体的には広報とか、窓口で作成をいたしました町のネットを見ていただく、ホームページを見ていただくというようなところで大部分について御理解をいただかなければならないのかなと、そういうことのちょっと難しい理解が文章を読んでもというような大変失礼な言い方ですけども、そういう形の高齢者のお方につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、いろんな団体の協力を得て努めてまいりたいなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 町のほうの対応なんですけれども、8月27日の参院内閣委員会での審議で、共産党の山下よしき議員が追求した問題があります。日本年金機構の情報流出問題の発覚を受け、総務省は自治体にマイナンバー制度の番号をつける7月の前までに番号をつけた個人情報とを保管する基幹系ネットワークとインターネットに接続する情報系ネットワークを分離するよう対策を求めましたが、この対策をとれていない自治体が1割から2割あり、こうした自治体も附番しているとのことがわかりました。年金機構は基幹系



と情報系ネットが分離されていたにもかかわらずあれだけの情報が漏れた。ところが分離されていない自治体があるのに、番号は振られている。これを是認するののかとの追求に山口担当相は、個人情報保護対策ができていない自治体にマイナンバーのネットワークに入ってもらってはしないと述べ、対策未実施の自治体は制度に参加させない意向を示しましたが、町はきちんとこの保護対策をされているのでしょうか。さっきセキュリティーはプログラムで対応するとしてしか答えられないというふうに答弁されましたけれども、きちんとこのセキュリティーをされているのか、すごく不安なんです、この情報保全措置が不十分な自治体、もし広陵町がされていたらマイナンバー運用までに対策が間に合う保障はあると思いますか。流出した場合、被害の大きさと深刻さははかりしれません。この資料請求をいただいた最後のページのこのシステム改修等経費のところでも、契約済みのところが5カ所で、あと平成28年度分については除くになっていますけれども、それがこの見込みと書いてあるのがそれなのか、ちょっとこれではよくわからないのですが、もう始まるのに、まだ契約もしていないというのは、これでセキュリティーが守られるのかとすごく不安に思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、この分離されているかどうかということも。

○議長（青木義勝君） 川口総務部長！

○総務部長（川口 昇君） システム面についての御質問をいただいております。

インターネットと接続をしておったら、例えば国民年金機構のようなサイバー攻撃を受けるわけでございますけれども、広陵町の場合は、いわゆるL G W A Nを通じて基幹系とそれと情報系と2本の回線を持っておりますので、いわゆる情報系はネットにはつながっておりますけれども、基幹系につきましては、一切つながっておらないといったことでございますので、その部分については、国民年金機構のようなことはないというようには思っております。

それと先ほどおっしゃっていただいていたように、平成27年分のシステム分については、もう改修を済ませているというところでございます。

以上です。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 答弁漏れ。だから平成28年度分でもセキュリティー、これでもう十分なのかということ、まだ契約していなくても、この見込みのところ。まだこれは契約していないわけでしょう。それでもセキュリティーは大丈夫だということですか。

○議長（青木義勝君） 川口総務部長！

○総務部長（川口 昇君） システムのほうの改修はそれで全て済んでおりますので、平成28年度分というのは、今後出てくる部分だということで、連携自体がいわゆる平成28年度以降になりますので、今後出てくる部分だというように理解しております。

以上です。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 広陵町はそうしてきちっと分離がされているから、情報系のほうはつながっているけれども、基幹系と分離しているから大丈夫ということをお聞きしましたけれども、人間がつくり運営するシステムですから、100%安全ということはいえないのかなというふうに思いますし、そういうパソコンに習熟した職員さんばかりだったらいいんですけども、ちょっとその辺もすごく不安は残ります。

よくこのマイポータルがあるから大丈夫とか、そういうふうな答弁があるかなと思って用意していたんですけども、そういう答弁がなかったんですけども、このマイポータルで自分の情報を何回ぐらい見られたのかとかいうことが確認できるから大丈夫ですというような政府の内容があるんですけども、このマイポータルではパソコンを扱えない人が使えば、誤操作などのリスクを負い、公共の場やコンビニなどに置かれるキオスク端末の利用で対処しようとしています。第三者によるのぞき見とか、個人番号カードの置き忘れで不正利用なども起きると思います。ICカード等、先ほど言われましたけれども、このパスワードさえあれば、そういうパソコンで習熟ハッカーとか、そういう人は特定の個人のありとあらゆる情報を一覧にできてしまうんです。ですからプライバシーというのは丸はだかにされる危険性というのは、すごく大きいと思います。

きのうの八代議員の質問は役場職員に関することが主でしたが、このマイナンバーの情報で、今後は役所関係でなく、民間の事業所にも広がるため、個人情報流出するリスク、これ格段に増すわけです。きのう配付された政府公報の、さっき池端部長が言った次のページですね、9ページ、民間事業者の皆様、マイナンバーを取り扱いますという、こういうページがありますね。税や社会保障の手続で従業員のマイナンバーを記載する必要があるとも書かれています。これ誰が記載するんですか。事業所の経理担当者ですよ。大きな会社には13桁の法人番号が通知されますが、個人事業主は確定申告のとき、自分の12桁の個人番号を記載することになります。従業員の番号が事業主にはわかり、事業主の番号が従業員に漏れ出ることも出てくるのではないですか。中小業者は、この制度導入でセキュリティーのため、先ほどそんなにお金がかかりませんと言っていましたけれども、中小業者では年間平均109万円ぐらいこのセキュリティーにかかるのではないかと。このそういう経理担当者とかの研修も要るし、自分が望んでもいないことに、そういうこ

とでお金もかかるし、時間もかけないといけないわけです。そういうことが起きてきてしまうわけです。

あと、真に手を差し伸べるべきものに、過酷なこれ番号制度になるわけです。午前中の吉村さんの質問に生活困窮者に対しての質問がありましたけれども、番号法別表第2の省令19条では、生活保護の実施、開始、変更、停止、廃止のために関係機関に給付や手当などの情報提供を義務づけました。当面は、要保護者が対象だが、同時に扶養義務者への照会も強化されており、将来的には扶養義務者の情報の提供もあり得る。生活保護に限らず、福祉受給者への調査を強化し、真に手を差し伸べるべきか否かの厳しい仕分けや費用負担、扶養義務の強化に番号制度を活用していくことが予想されます。このように資産調査や扶養の照会がカード1枚で行われれば、水際作戦どころか生活保護を受けられない人がたくさん出てくる状況になります。番号制度が必要な理由として、現状では、真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティーネットの提供が万全でなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かい状況にあると述べている。真に手を差し伸べる人たちに対して、きめ細やかな支援よりもむしろきめ細やかな監視に利用されるのではないかと思うんです。不正の防止は必要だけれども、福祉受給者を不正予備軍として監視するようなこの制度、これは基本的人権を保障するものと言えるでしょうか。この辺についてお答えください。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 基本的人権の問題も言及をさせていただいておりますけれども、ちょっとその辺はうまくお答えするすべを持ってございませんが、町長の答弁にもございましたように、国が示す情報漏えい対策と、そういうところがキーになりますので、それとこのマイナンバーは法律に定められた制度というところで、いろんな社会保障とか、防犯上のことも進んでいくと思われまますので、広陵町だけが導入しないと、こういう選択肢はございませんので、そういったところ、力を入れて対応していきたいと、そのようにしかちょっとお答えできませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） もうちょっと私が今質問したようなことをきちっと把握しておいてほしいと思います。

自治体にとって大きな課題になるのが、この住民登録がない人へのサービス提供です。住民票コードのない人、住基ネット稼働前から住民登録を喪失している人や海外居住で年金等を受けている人、外国人登録制度廃止後に住民でなかった人、住民登録できない人、居所を失い住民登録を削除された人、住民登録の不明な人、認知症やその他身元不明で保護された人など、DVやストーカー被害、借金、施設入所、被災などで住民登録地と異なる

るところで生活せざるを得ない人など住基ネットでは把握できず、カードも受け取れない人が少なくない。居所を失うという真に手を差し伸べるべき状態の人が行政から見えなくなってしまうています。どういう対策をされるのでしょうか。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 私、今全ての御質問に答えられる知識を持ってございませんが、所管のほうでは、研修、定期的に課長以下、順番に。帰ってきましたら、その研修、ただ単に文書で回付するだけではなしに、しっかり伝達をして、そのような場合について対応すべくさせていただいております。DVとかのお方で住所地等が違う場合については、ポスターとかにも掲示がございますけれども、そういうお方については、申し出可能な方については、申し出をしてもらうようにということでございますが、その他のことにつきましては、一つ一つこうでありますと、これはこのようにしていただかなければなりませんというような明確に決まっていないこともあると思いますけれども、そういうところで確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） そうだと思います。詳しいことはまだ何も知らされていないと思うんです、職員の皆さん。そういうところをたくさん持ったこの制度なんですよ。この番号制度は生活できない社会をつくり上げる意図を持った制度だということを頭に置いておいてください。高額所得者や資産家に税金をたくさん払ってもらうために必要というふうに言われている方もおられますけれども、全ての取引や所得を把握し、不正申告をなくすことは不可能。海外へのシフトまでを把握することもできない。この番号制で正確な所得の把握とは次のとおりです。給与や報酬支払いについて事業者が源泉徴収票に個人番号を記載、金融機関などが支払い調書に番号を記載、税務署が前記二つの調書や確定申告書を個人番号で突合するというもので、私たちのような普通の給与生活者などが徹底して所得を把握され、高額所得者や資産家の所得や保有財産はそのままということです。この制度、海外でもアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、こういう先進G8、これをやっているところがありますけれども、このマイナンバー制度と同じ、全員強制、生涯不変、官民共通、利用の制度を導入している国はないんです。取り入れていないとても危険なこの制度を日本は進めようとしているんです。アメリカ、カナダでは任意の社会保障番号、フランスでは全員附番の社会保障番号、ドイツ、イタリアは納税分野の番号、イギリスでは国民ID導入過程で中止、韓国、アメリカでは大量の個人情報流出して、なりすまし被害などが膨大な金額に達していて、日本がこれから導入し

ようとしている共通番号制度は、世界では見直し、また縮小をしようとしているとんでもない制度なんです。8月26日には、マイナンバー制度反対連絡会が結成され、日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長の坂本弁護士が警察や税務署による番号利用は聖域となっており、国民がチェックできないことやなりすまし犯罪を防ぐものとなっていないと指摘しています。その上で、知れば知るほど国民にメリットがない制度だとわかる。漏えいを防ぐためにも制度の周知が必要、周知できないなら延期、中止すべきと言われていま

す。

また、マイナンバー制度への対応コストが先ほど言いましたように1業者当たり平均109万円と言われていて、中小業者に疑問と制度への負担感、罰則への不安が広がっているなどの声が出ています。町の費用面でも資料請求の金額で見ると、これさっき何か町負担は2,000万円というふうに言っていましたけれども、この資料請求を見ますと、6,600万円のところが4,600万円しか国の補助が入らないで、2,043万円不足ではないかと思うんですけれども、これ違うんですか、数字。誰も町民が1人も望んでもいない制度に2,000万円も持ち出して、窓口では混乱が起き、なりすましなどの被害が予想されるこの危険な制度は自治体として法案で成立したんだから、広陵町だけやれないことはない、やっていかなきゃしゃあないんだということを答弁されましたけれども、これやはり、本当に実施されていったら大変なことになると思います。今のうち延ばすとか、中止とか、撤回を自治体として申し入れることが要るのではないかと思うんですが、この費用の面ちょっとおっしゃってください。

○議長（青木義勝君） 川口総務部長！

○総務部長（川口 昇君） ただいまおっしゃっていただいている2,000万円につきましては、いわゆる住基カード、カード部分の交付費用というのになろうかと思いますが、全体といたしまして、国のほうは3分の2の補助金、システム改修については3分の2の補助金でございますので、3分の1の負担ということになってございます。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 申しわけございません。地方公共団体の情報システム機構への負担金というところで、事業費の補助が1,195万2,000円ございます。事務費の補助も108万円ということで、これで1,300万円余りの金額になるわけでございますけれども、これを10分の10の補助ということで、国からおりてきたこの金額を申し上げましたこのシステム機構のほうへ負担金として出すと。当初予算を見ていただきますと、その総務費の戸籍の住民票台帳のところに負担金補助及び交付金ということで、この事業費の補助、システム機構へ出す1,195万2,000円等の金額がでございます。

住民課で組んでいる予算といたしましては、これが先ほど申し上げました経費的なもの、郵便につきましても基本料金であるとか、簡易書留であるとか、そのこのカードのやりとりについての費用も皆含んで一応その分については10分の10ということになります。ただ、それ以外にそのカード、プリンター等の事務機器類も今後こういうものが必要になってくるであろうというところがございますので、それは予算額があるとかないとかの次元ではなしに、きちっと対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） あとの数字は全部合っているんですけども、ここの町負担の2,000万円だけが違うので、ちょっとまだよくわからないんですが、またそれは詳しく聞かせていただきます。

時間がないので、2番目の質問に移らせていただきます。

国保の構造的欠陥です。

入院時の食費の負担増、後期高齢者医療制度の健保組合などの被用者保険の支援金算定で、ボーナスを含む総報酬制度を段階的に取り入れる保険外診療に道を開く、患者申し入れ療養制度の創設などを行うという医療制度改革法が5月27日、参議院本会議で成立しました。これは都道府県化を柱としています。国、厚生労働省は、この法案の目的を2012年の社会保障制度改革推進法に基づき、国保を自立自助の制度にし、国保税の値上げなど国民加入者に負担を強いることに置いています。そのため国の生存権、保障の責任を投げ捨て、国保の運営を都道府県に押しつけようとしています。このことにより都道府県は国保の財政運営に責任を負うこととなります。県内の統一的な運営方針を決め、各市町村に対して次のことを示して点検や指導を行います。

- 1、標準的な保険料と分賦金、これ納付金ですね、それを示す。
- 2、国保の保険料や給付の処遇に対する審査請求の審理などを行う運営協議会の設置。
- 3、保険料の収納目標を示し、差し押さえなど滞納処分の強化。
- 4、国保税と一部負担金の統一的な減免基準を示す。
- 5、保険給付に必要な支払いと点検。
- 6、また地方税回収機構による強制的な滞納金と取り立て。
- 7、地域医療構想による病床削減などで病院からの追い出しが強まる。

この6番、7番、このようなことが起きるのではないですか。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 国の制度改革での問題点といいますか、それは全体で議論されたことかどうか、ちょっと私わかりかねますけれども、奈良県では、そういう国の法改

正といいますか、大きな改革が決定される以前にでも、広域連合をつかってやっていこうというような動きがございました。これが今、法改正になりまして、このような形で全国的に動いていくということでございますので、そういった問題がないように、今奈良県でもワーキンググループと申しまして、より会議が頻回になってきてございます。その中で、いろいろと議論をされておると。保険料につきましても、標準保険料、上がるころの市町村、下がるころの市町村、激変緩和が必要でございます。おっしゃいましたその財源の問題、県に丸投げということではなしに、国はしっかりとしたその財政の基盤、支援策を考える。都道府県といいますか、共同保険者になる保険者は、おのおの今まで市町村がやってきました市町村独自の減免であるとか、おのおののよいところをどのような形で残すかというところで、今議論をしております。そういうことのないようにしっかりと声を上げて、広陵町独自の減免もございますので、そういったものが残るように、それと答弁でも申し上げておりますけれども、全て国ではございません。県ではございません。今までのように収納であるとか、この保健事業、そういったところ、賦課も今説明させていただいたとおりでございますけれども、高い収納率を広陵町で推移しております。98%の2割でございます。この高い保険料があるがゆえに、その水準を維持できているというところでございますので、そういったところ、一緒になった場合についても余りしっかりと集めていないところと同じにならないように、そういった格差ではございませんけれども、そういう差は差としてしっかりとおのおの個々の個別の今の市町村の努力が生きるようにさせていただけたらなと考えてございますので、以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 時間がないので、三つ一遍に聞きます。

平成27年度、ことしから低所得者の保険料軽減を目的とした保険者支援制度に消費税増税を財源として1,700億円が投入されました。この1,700億円、国が全て出すんですか。内訳は。また、このことにより保険料の引き下げはするんでしょうか。どう使われますか。

それから今までされてきた5,000万円の一般会計の繰り入れ、これをしないと効果がないんですけれども、繰り入れを続けますか。これ、厚生労働省は3,400億円投入で1人1万円の財政効果があると強調していますが、3,400億円という金額は、現在の全国の市町村による一般会計法定外繰り入れ3,900億円、2013年度よりも少ないんです。つまり現在の一般会計、法令外繰り入れは全額そのまま維持しないと効果は出ないということになります。繰り入れを続けますか。繰り入れしなければ保険料は上がるんじゃないですか。

それと分賦金方式の納付金になると、これ年貢のようなものなんですけれども、どういうふうに変わりますか。4つ方法があるんですね。一般会計法定外繰り入れで埋める。

現在実施している自治体であれば、実施する可能性がある。今まで以上に繰り入れる必要がある。

2番目、市町村の基金で穴埋め基金を維持するには、納付金以外の保険料収入を得て、さらに積み上げしかない。

3番目、新しい都道府県財政安定化基金から借りる。借りれば、当然返済しなければならず、次年度保険料値上げの要因となる。

4番目、納付金よりかなり割り増しの賦課総額にして、保険料を計算し、9割の収納率でも納付金100%になるようにする。計算上は11.1%割り増しとなり、当然保険料は今までより高くなる。

それとこの1,700億円、低所得者対策のお金です。町でどのぐらいの効果、反映がありましたか。

これだけ答弁いただけますか、ぱっぱぱっと。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） ぱっぱぱっとはいかへんと思います。済みません。

1,700億円です。これは基盤安定の部分でございます。平成26年度にはまだ入ってございません。実質的に増額されるのは平成27年度、財政の基盤安定ということで、法定の低所得者の減免の部分ではなしに、いわゆるこの分1,700億円を入れて、保険者の基盤安定ということでございます。広陵町には、ちょっと記憶でございますけれども、当初予算で5,000万円程度が乗っておるといふふうに記憶しております。

それと一般会計から法定外で繰り入れていた5,000万円、これにつきましては、今国保会計、経年の累積赤字が結果、何とかそのバランスがとれてきておりますので、この状況でございますので、法定外の繰り入れは実施しておりません。平成27年度も入っておりません。その状況で推移をしていくものと。またその必要に応じて、保険料率、今現在どうのこうのまだ言えませんけれども、決算の状況とか、その給付の状況を見まして、国・県等のいわゆる法定の負担の分が確定するのをしっかり見まして、対応させていただきたいと。決して保険者としてそんな値上げをすれば、それでよいというような意識ではございませんので、その辺御理解お願いしたいと思います。

それと3,400億円につきましては、これは後期高齢者の医療制度の中での総報酬割というところではないかと思いますが、これにつきましては、まだ私ども確たる情報を持ってございませんけれども、またおりてくると思いますので、財源というのか、そういういただけるお金がふえることにつきましては、それに期待するわけと違いますけれども、当然多いほうがいいと思いますので、期待もしてございます。ただ、負担の公平、いろんな医療保険者とのバランスがありますので、その辺についてはいろいろと議論もあると思います。



それと保険分賦金方式、それについて私ども今国保は基金を持ってございません。準備基金といいますか、その財政調整に相当する基金は、もう平成17年度になくなっておりますので、基金を持っておりませんので、もう調整する、いわば小さな財布は、小さなとかそういう財布はございません。そういうところで、先ほどちょっと申し上げましたように、収納も高い収納率で頑張っていていただいておりますので、そういうところでたくさんの保険税を住民にのみ求めるということのないようにいろいろな方策を考えたいなというふうに思っております。財政の安定化基金の借入れというようなところも今後の話でございませう。そういう安定化基金等を借入れなくてもいいように、自主運営について努めていきたいと、それに関しては保健事業等も軌道に乗っておる部分については、健康づくりも踏まえて、そういうところにしっかりと力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 1,700億円の低所得者対策のお金の町でどのくらいの効果、反映があったことは。答弁漏れ。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） これは平成26年度ではございません。平成27年度の部分です。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 三つ目の質問で、一つだけ例を挙げます。

熱中症というのは、夏、7月、8月、9月だけではないんです。5月でも熱中症があったんです。兵庫県たつの市で高校のテニス部員が平成19年に熱中症で倒れて、訴訟が起きています。もう脳に酸素が行かなくなって、寝たきりになったということがテレビでやられていました。ですから、やはりこの二つの中学校でクラブ活動を熱心にされていますけれども、御答弁にありましたようにしっかり5月とかいう月でも熱中症が起きるということを十分認識していただいて、広陵町でそういう悲惨な事故が起きないようにクラブ活動をしっかり教育委員会のほうでも指導、それから確認をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（青木義勝君） 以上で、山田さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をします。

(P.M. 3 : 3 1 休憩)

(P.M. 3 : 4 4 再開)